

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 2 8 日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第 1 4 条第 2 項
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 第 8 条（欠格事由）
処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第 8 条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする
問 合 せ 先：届出先警察署の生活安全課（係）又は熊本県警察本部生活環境課 （電話 096-381-0110 ）
備 考：